令和3年(行口)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件 控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会) 被控訴人(一審原告ら) XI、外II2名 控訴人(一審原告ら) X5I、外6名 参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

2024年12月16日

大阪高等裁判所 第6民事部CE係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 冠 克 彦 木 弁 護 士 武 村 그 트 夫 さゅ IJ 弁護士 大 橋 弁護士 髙 巌 山 弁 護 士 崇 史 瀬 戸 弁護士 谷 郎 次

号証	標 目 (原本・写しの別	)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲	日本原子力発電	写	令和6年11	原子力規制	断層評価では、断層の位置・連	
271	株式会社敦賀発		月13日	委員会	続性と活動性の双方を評価する	
	電所の発電用原				必要があることが同審査書でも	
	子炉設置変更許				示されていること。	
	可申請書 (2号					
	発電用原子炉施					
	設の変更)に関					
	する原子力規制					
	委員会の審査書					
	抜粋(表紙、目					
	次)					
甲	F-6破砕帯の	写	平成25年7	参加人	南側トレンチの長さが300メー	
272	南側トレンチ調		月8日		トルから70メートルに短くなっ	
	査経緯の資料抜		有識者会		た理由等が記載されていないこ	
	粋(表紙、171~		合(第4		٧.	
	174ページ)		回評価会			
			合資料)			
甲	  新F-6破砕帯	写	平成 25 年	参加人	  新F-6破砕帯の走向・傾斜が	
273	の走向・傾斜の		7月8日		、旧F-6破砕帯のそれと異な	
	資料抜粋(表紙		有識者会		ることから、有識者会合の委員	
	、280ページ)		合(第4		から疑義が表明されたことに関	
	,		回評価会		する、新F-6破砕帯の走向・	
			合資料)		傾斜を示す資料。	
			- / 11/		1771 - 4. 7 20110	